高鍋町先人たちの生き方に学ぶ人づくり・まちづくり推進業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

１　目的

高鍋で学ぶ全ての子どもたちが、藩校「明倫堂」の精神や教え、先人たちの生き方についての学びを通して、人としての生き方や起業家精神を身に付け、将来に向けたキャリアデザインを描くとともに、小中高が連携して地域学習やスポーツによるまちづくりに取り組み、将来本町を担い、その発展に寄与する有為な人材を育成することを目的とする。

２　委託業務

（１）業　務　名　　高鍋町先人たちの生き方に学ぶ人づくり・まちづくり推進業務委託

（２）業務内容等　　別紙「高鍋町先人たちの生き方に学ぶ人づくり・まちづくり推進業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)」のとおり

（３）業 務 期 間　　契約締結の日から令和８年３月 31 日まで

（４）提案限度額　　４，６２０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

３　委託業者の選定方法

（１）　委託事業者は、「高鍋町プロポーザル方式実施要綱」に基づき公募型プロポーザル方式により選定する。

（２）　委託事業者は、別に設置する選定委員会の評価に基づき町長が決定する。

（３）　選定は、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等の審査により行う。

（４）　審査の結果、評価点の合計が最も高い者を契約の相手の候補者(以下、「候補者」という。)とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。

（５）　評価点の合計が同点の場合は、見積金額が低い提案業者を選定することとする。それでもなお選定できない場合は、選定委員会の多数決により候補者を選定する。

（６）　参加者が１者の場合でも提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等の審査を行う。

（７）　提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。総合点が６割に満たない場合は不合格とする。

４　参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

（１）　本プロポーザル及びその後の契約の締結において、不正又は不誠実な行為をしないことを誓約できる者であること。

（２）　地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４（同令第 167 条の 11 第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

（３）　会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 条)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

（４） 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
（５） 国税及び地方税の滞納がないこと。
（６） 高鍋町暴力団排除条例(平成 23 年高鍋町条例第８号)第２条第３号に規定する暴力団関係者ではないこと。
（７） 指名競争入札参加者の資格、指名基準、指名停止等に関する要綱(平成 31 年高鍋町訓令第 15 号)に基づく指名停止措置の期間中でない者であること。

５ 各種期限及びスケジュール

（１） 実施要領の交付期間　令和７年６月 26 日(木)から令和７年７月９日(水)17 時まで
（２） 参加表明 及び
参加資格確認書類提出期限　令和７年７月９日(水) 17 時まで
（３） 質問受付期限　令和７年７月７日(月) 17 時まで
（４） 質問への回答　令和７年７月９日(水)
（５） 企画提案書の提出期限　令和７年７月 16 日(水) 17 時まで
（６） プレゼンテーション　令和７年７月 23 日(水)
（７） 審査結果通知・公表　令和７年７月末予定

６ 参加表明

本件に参加する意思のある者は、公募型プロポーザル参加表明書(様式第３号)及び下記の(１)参加資格確認書類を提出すること。なお、(１)参加資格確認書類については、すでに高鍋町において指名競争入札参加資格を有している者については提出を要しない。

（１） 参加資格確認書類
① 営業証明書
② 営業経歴書
③ 営業所一覧表
④ 使用印鑑届
⑤ 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書
⑥ 納税証明書(写し可)
⑦ 特別徴収実施確認・開始誓約書
（２） 提出期間等について
① 期限　令和７年７月９日(水) 17 時まで
② 場所　高鍋町教育委員会　教育総務課　教育総務係（高鍋商工会館１階）
③ 部数　１部
④ 方法　持参又は郵送(提出期限必着)
※すでに高鍋町において指名競争入札参加資格を有している者については「公募型プロポーザル参加表明書(様式第３号)」のみをメールにて提出することも可とする。

7　質問の受付及び回答

本要領の内容について質問がある場合は、下記に従い「質問書(別添１)」を電子メールにて提出すること。また、電子メールのタイトルは「【事業者名】高鍋町先人たちの生き方に学ぶ人づくり・まちづくり推進業務委託に係る質問事項」とすること。なお、口頭又は電話等による質問については一切対応しない。

①　受付期限　　令和７年７月７日(月)　17時まで
②　受付場所　　高鍋町教育委員会　教育総務課　教育総務係
③　受付方法　　質問書を電子メールにて提出
　　提出先：kyouikusoumu@town.takanabe.lg.jp
④　回答方法　　参加表明した全ての事業者へ電子メールにて回答

8　参加資格確認結果通知

参加資格確認結果の通知は下記の期間及び方法により通知する。

①　期間　　令和７年７月11日(金)まで
②　方法　　電子メールにて通知

9　企画提案書について

企画提案書については、文字サイズ10ポイント以上とし、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

（１）　企画提案に係る提出物

提出書類名	留意事項
企画提案書	別添２＋任意様式。提案書には、仕様書及び審査項目の内容を踏まえ、提案を分かりやすく解説すること。おおむねＡ４判用紙両面印刷５枚程度とし、ページ番号を記入すること。
会社概要	企業パンフレット、冊子等も可とする。
業務実施体制調書	別添３
業務実績調書	別添４
配置予定者の業務実績等調書	別添５
業務の実施方針・考え方・ポイント	別添６
業務スケジュール	任意様式で可とする。
見積書(様式任意)	本要領２(４)に示した限度額を超えないこと。業務遂行に必要となるすべての項目及び経費を見積るものとし、内訳書に回数・単価等が分かるように記載すること。

※内容について、追加資料の提出を求める場合あり。

（２） 提出期限等について

① 期限　　令和７年７月 16 日(水)　17 時まで(必着)

② 場所　　高鍋町教育委員会　教育総務課　教育総務係（高鍋商工会館１階）

③ 部数　　原本(見積書のみ押印)１部、コピー５部

④ 方法　　持参又は郵送(提出期限必着)。提出期限を過ぎた提案書は受け付けない。

10　審査及び選定

企画提案の審査は、提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容をもとに審査を行い選定する。

（１） プレゼンテーション審査

① 日　　時　　令和７年７月 23 日（水）※時間等詳細については後日連絡

② 時　　間　　１事業者につき 30 分以内
(プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分以内)

③ 場　　所　　高鍋町教育委員会（高鍋商工会館）　１階　大会議室（予定）

④ 結果通知　　令和７年７月末を目途として全提案者へ通知する。

⑤ 公 表 等　　審査結果については、高鍋町ホームページで公表する場合がある。また、審査結果に関する説明を求めること及び異議を申し立てることはできないものとする。

（２） 審査の項目

審査項目	審査内容
業務体制及び進行管理 【別添３、４、５、業務スケジュール】 （20 点）	・本業務の遂行のため、同種・類似業務の実績があり、適切な人員の確保、役割分担となっているか ・実施スケジュールが現実的なものであり、かつ柔軟な調整が可能なものであるか
提案内容 【提案書、別添６】 （60 点）	・本業務の目的や課題を踏まえた企画提案となっているか ・本業務の目的達成に有効な提案であるか ・目的を達成するための具体的な方策が示されているか
提案価格 【見積書】 （10 点）	・経費は適正に見積もられているか
提案者の取組姿勢 （10 点）	・本業務に対する意欲が感じられるか ・わかりやすい説明がなされているか ・委員の質問に適切に回答できているか

11　失格条項

下記のいずれかに該当する者は、失格とする。

① 企画提案書等の必要書類を提出期限内に提出しない場合

② 本要領４の参加資格を満たしていないと判断される場合

③ 提案された見積書の金額が本要領２(４)の限度額を超えていた場合

④ プレゼンテーションに理由なく欠席した場合

⑤ 提出書類に虚偽の記載があった場合

⑥　審査結果に影響を与えるよう、故意に工作した場合
⑦　その他、適正な審査を妨害した場合

12　契約に関する事項

（1）　選定された提案者については、候補者として業務委託に関する必要な協議を行うものとし、契約書の作成にあたっての条件の協議が整い次第、業務委託契約を締結する。
（2）　候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届(様式第６号)を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。
（3）　契約保証金として、契約締結の際に契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。

13　その他

（1）　企画提案書等の作成及び旅費等(プレゼンテーションの参加費等も含む)の費用は、全て当該提案者の負担とする。
（2）　提出書類は、返却しない。
（3）　公募型プロポーザル参加表明書、企画提案書及び見積書は、それぞれの提出期限後において、差し替え、訂正及び再提出することを認めない。ただし、当該提出期限後に、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。
（4）　企画提案書等の作成のために本町から受領した資料等は、本町の了解なく公表し、又は使用してはならない。
（5）　本業務に係る情報公開請求があった場合は、高鍋町情報公開条例(平成 14 年条例第 10 号)に基づき提出書類を公開することがある。
（6）　提出書類は、必要な範囲において複製を作成することがある。
（7）　本プロポーザルの参加を辞退した者について、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いは行わない。
（8）　プレゼンテーションは、提出した企画提案書をもとに行うこととし、追加提案の資料や追加資料の配布を認めない。パソコン及びプロジェクターによるプレゼンテーションは許可するが、パソコンやプロジェクターは提案者が持参すること。スクリーンのみ町が準備する。
（9）　提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手続法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
(10)　本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については担当部局が別に定める。

14　担当部局及び書類の提出先等

〒884-0006　宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8335 番地 2
高鍋町教育委員会　教育総務課　教育総務係　担当：寺原・野村
電　話：0983-23-0315　FAX：0983-22-2295
E-mail：kyouikusoumu@town.takanabe.lg.jp